

# 施工検討委員会設置要綱の試行

## 石川県土木部施工検討委員会設置要綱の試行

### (目的)

第1条 石川県土木部の発注する工事（以下「工事」という。）において、設計の意図及び目的を施工者に的確に伝え、工事施工時の状況や問題点を確認、協議し、施工の円滑化と品質の確保並びに技術力の向上を図るため、各発注機関において以下に該当する工事には施工検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (設置対象工事)

第2条 委員会を設置する工事は以下の工事の中から、所長が必要と認めた工事とする。

- (1) 重要構造物を含む工事（橋梁、トンネル、BOX、樋門・樋管、擁壁等）
- (2) 指定仮設を含む工事
- (3) 新技術・新工法を活用する工事
- (4) 施工条件、地形・地質条件等の変更が予想される工事

2 上記以外の工事であっても、契約後に施工者から委員会設置の申し出があった工事で、所長が必要と認めた工事。

### (検討事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 設計の意図・目的の適正な伝達と反映
- (2) 工事施工段階における施工上の問題点に対する対応
- (3) その他工事に関連する事項

### (構成)

第4条 委員会の委員長、副委員長及び委員は、原則として下記の者で構成する。ただし、必要に応じて変更することができる。

- 2 委員長は技術次長とする。
- 3 副委員長は工事管理担当次長とする。
- 4 発注者委員は当該工事を所管する課長、係長、及び監督員とする。
- 5 施工者委員は当該工事の現場代理人、監理(主任)技術者、及びその関係者とする。
- 6 設計者委員は当該工事の詳細設計を担当した監理技術者とする。
- 7 その他の委員は、必要に応じ当該工事に関係する測量・調査を担当した技術者とする。
- 8 委員は、委員長の承諾をもって変更することができる。
- 9 委員長は必要に応じて、副委員長または当該工事を所管する課長を委員長代行として指名することができる。

(実施時期)

第5条 委員会は、次に掲げる時期に開催するものとする。

- (1) 工事の着手前（契約から施工計画書作成までの間）
- (2) 工事施工途中（条件変更時など必要に応じて）

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 3 委員会の設置については、当該工事の特記仕様書に「施工検討委員会」の設置工事であることを明示する。(参考一)
- 4 委員会の開催にあたり施工者への指示、及び設計者への参加要請は当該工事の監督員が行う。(参考二)

(事務局)

第7条 事務局は、工事を所管する担当課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

平成18年7月31日 改正

## 特 記 仕 様 書

1. 本工事では、発注者および設計者が設計の意図・目的を施工者に的確に伝え、工事施工時の状況・問題点を3者で確認・協議し、施工の円滑化・品質の確保ならびに技術力の向上を図るため、施工検討委員会を設置することとしている。

本工事の受注者は、施工検討委員会の開催にあたり円滑に運営されるよう監督員の指示に従うこと。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇コンサルタント(株) 殿

〇〇〇〇土木事務所長 印

「〇〇〇〇工事施工検討委員会」への担当技術者の参加要請について

このたび、貴社が担当された「〇〇〇〇業務」に基づき発注された「〇〇〇〇工事」に関して、当該工事に係わる設計の意図及び目的を施工者に的確に伝え、工事施工時の状況や問題点を確認、協議し、施工の円滑化と品質の確保並びに技術力の向上を図るため、発注者・施工者・設計者により構成される標記委員会を、下記のとおり開催することとなりました。

つきましては、当該業務を担当された技術者の委員会への参加について、ご協力をお願いいたします。

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 開催日時    | 平成〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇時～                          |
| 2 場 所     | 〇〇〇〇事務所 会議室                                 |
| 3 参加要請技術者 | 当該業務に精通し指導的立場にあった技術者及び<br>当該業務全般の実務を担当した技術者 |
| 4 問い合わせ先  | [担当部署・職・氏名等]                                |

※参加要請に基づき、設計者側の了承が得られた後、**参考-3** のとおり、施工検討委員会に係る業務委託契約を締結する。

施工検討委員会開催の流れ

